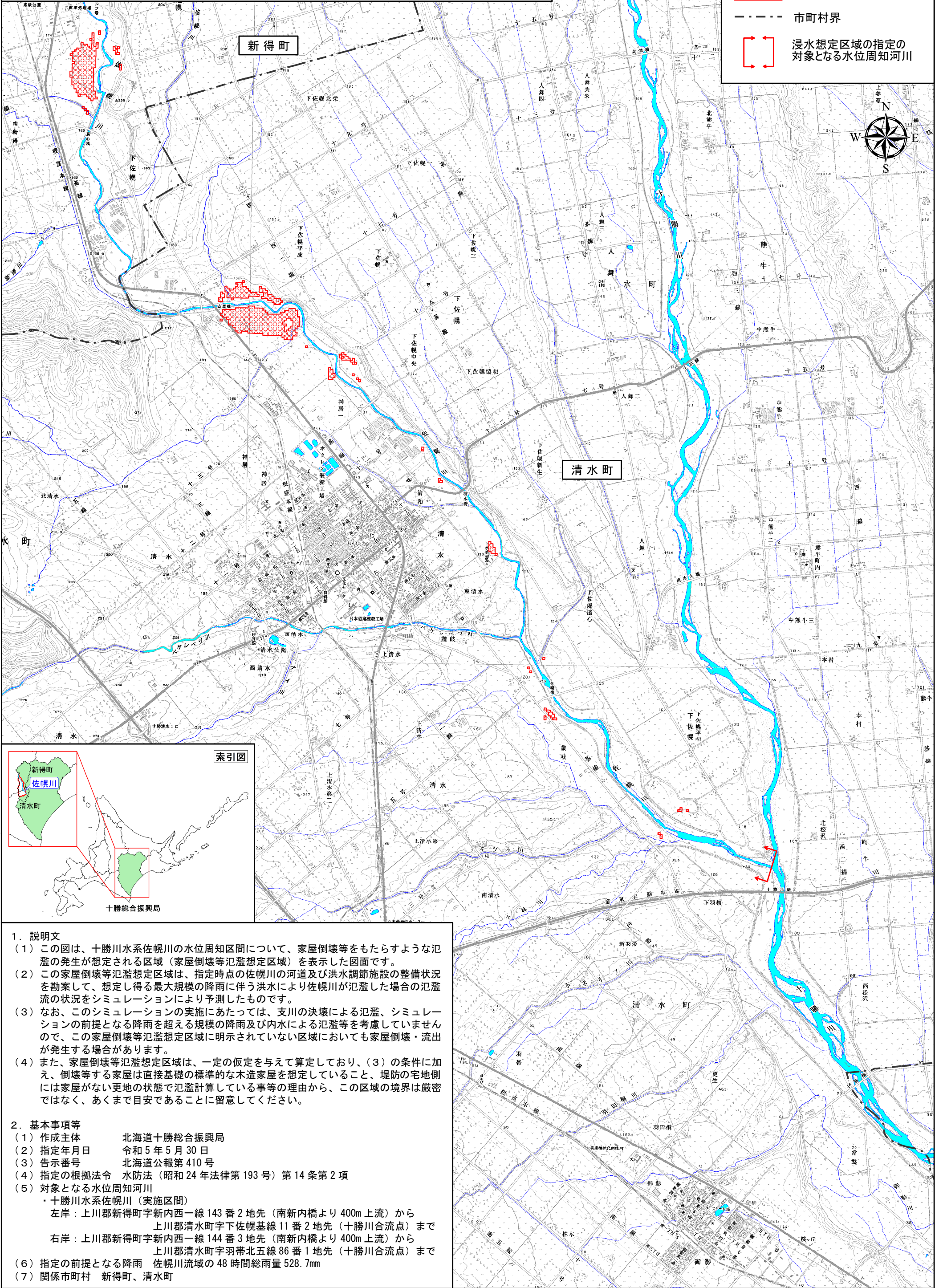


十勝川水系佐幌川
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (新得町・清水町) 1/2

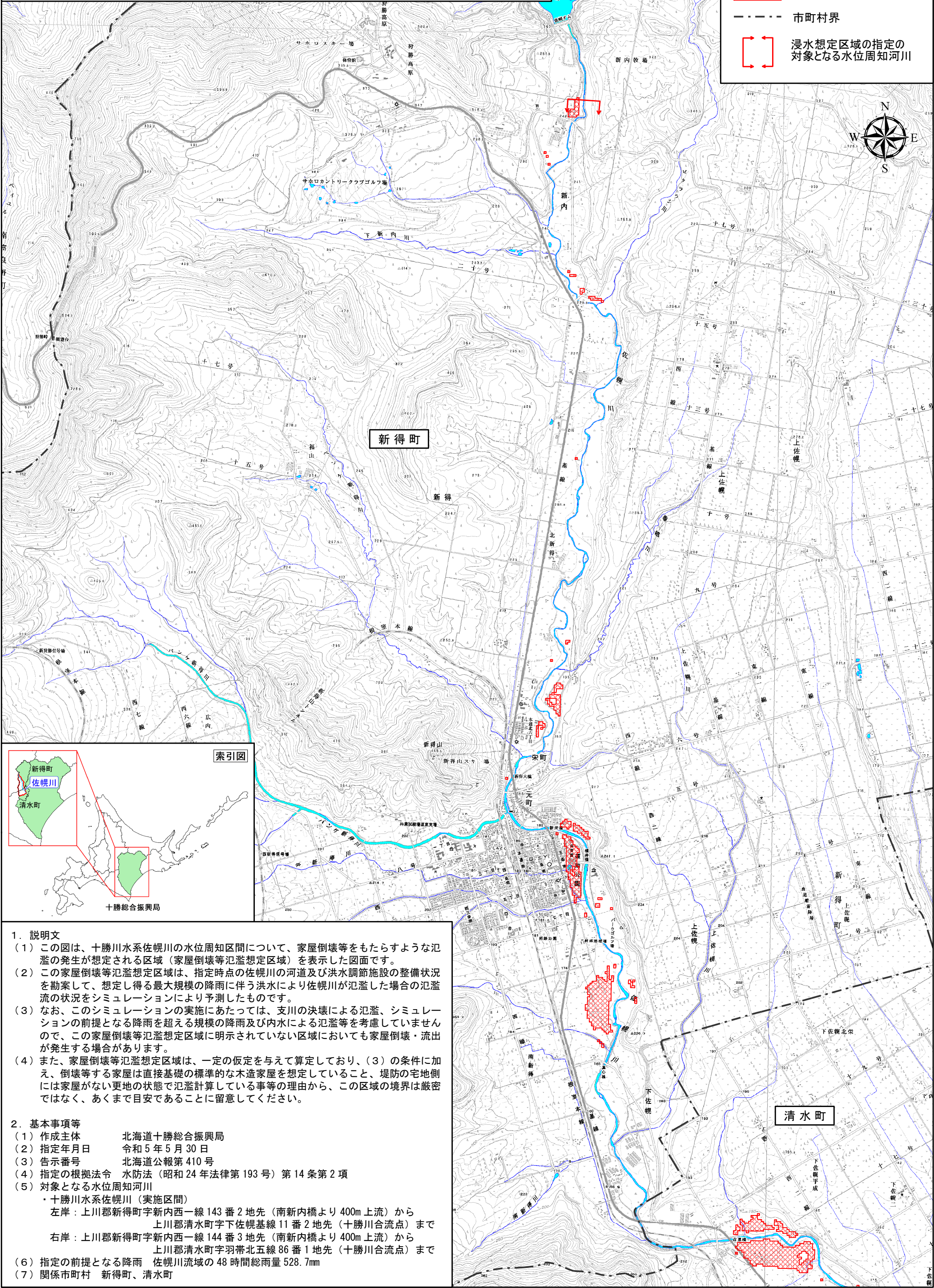


十勝川水系佐幌川
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (新得町・清水町) 2/2

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)

----- 市町村界

浸水想定区域の指定の
対象となる水位周知河川

1. 説明文

- (1) この図は、十勝川水系佐幌川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定時点の佐幌川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により佐幌川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 北海道十勝総合振興局
- (2) 指定年月日 令和 5 年 5 月 30 日
- (3) 告示番号 北海道公報第 410 号
- (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項
- (5) 対象となる水位周知河川
・十勝川水系佐幌川（実施区間）
左岸：上川郡新得町字新内西一線 143 番 2 地先（南新内橋より 400m 上流）から
上川郡清水町字下佐幌基線 11 番 2 地先（十勝川合流点）まで
右岸：上川郡新得町字新内西一線 144 番 3 地先（南新内橋より 400m 上流）から
上川郡清水町字羽帯北五線 86 番 1 地先（十勝川合流点）まで
- (6) 指定の前提となる降雨 佐幌川流域の 48 時間総雨量 528.7mm
- (7) 関係市町村 新得町、清水町